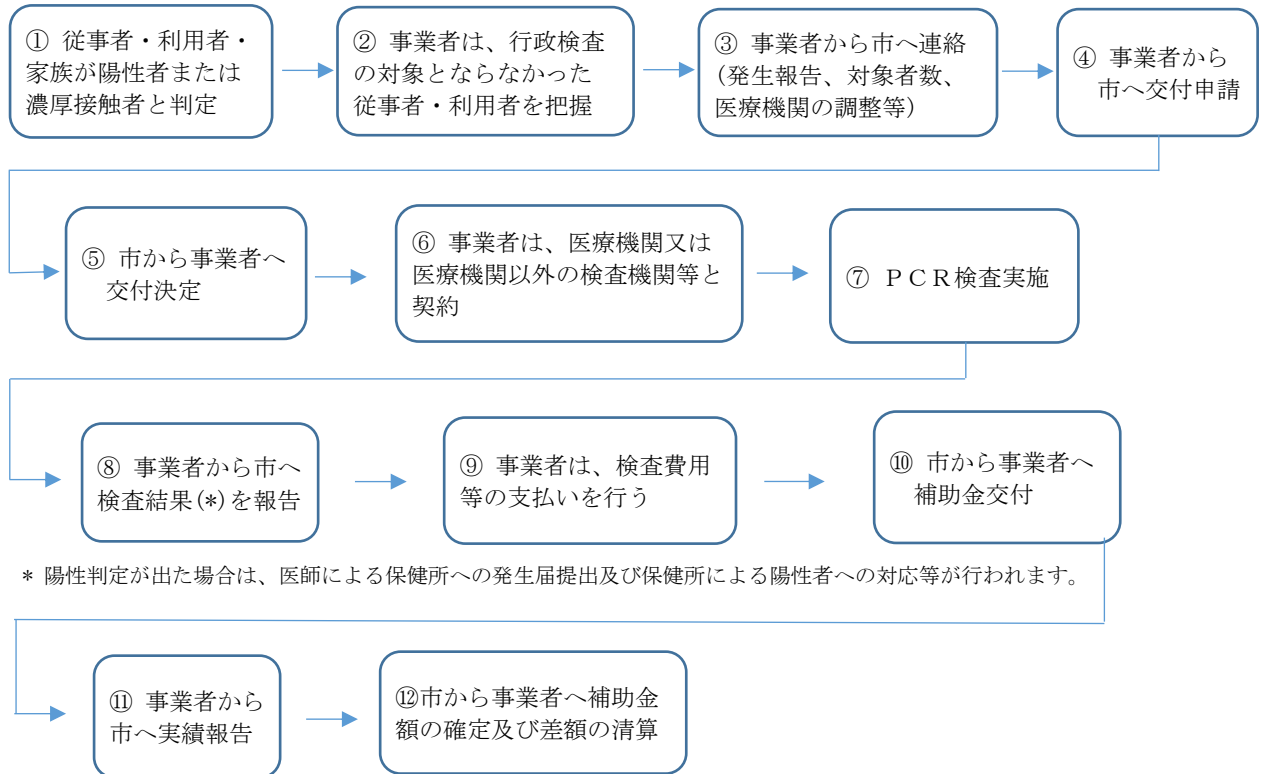


令和4年度第2次東久留米市介護サービス事業所等における 新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査等経費補助事業 申請の手引き

1. 申請及び検査実施の流れ（一例ですのでご相談ください）



* 陽性判定が出た場合は、医師による保健所への発生届提出及び保健所による陽性者への対応等が行われます。

* 医療機関で検査し、陽性判定が出た場合は、医師による保健所への発生届提出及び保健所による陽性者への対応等が行われます

* 医療機関以外で検査し、陽性の疑いが判定された場合は、管轄の保健所又は医療機関へご相談ください。陽性の疑い判定後の検査については本補助金の対象外

2. 申請主体について

本事業における補助対象者は、下記のいずれも満たす者です。

(1) 東久留米市内に介護サービス事業所等(*)を有していること。

(2) 介護サービス事業所等の従事者、利用者及びそれらの同居家族等が、保健所又は医師により、新型コロナウイルス感染症の陽性者又は濃厚接触者と判定されていること。

したがって、交付申請等は、事業者（法人）より行っていただく必要があります。

* 本事業の対象となる介護サービス事業所等

介護サービス事業所等	検査対象者
<ul style="list-style-type: none"> ・ 短期入所生活介護（介護予防含む。） ・ 短期入所療養生活介護（介護予防含む。） ・ 通所介護 ・ 地域密着型通所介護 ・ 認知症対応型通所介護（介護予防含む。） ・ 小規模多機能型居宅介護（介護予防含む。） ・ 通所リハビリテーション（介護予防含む。） ・ 第1号通所事業 	従事者、利用者

<ul style="list-style-type: none"> ・認知症対応型共同生活介護（介護予防含む。） ・地域密着型特定施設入居者生活介護（介護予防含む。） 	利用者
<ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護 ・訪問看護（介護予防含む。） ・訪問リハビリテーション（介護予防含む。） ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・第1号訪問事業 	従事者

3. 補助対象事業について

補助対象事業は、令和4年7月1日から令和4年10月31日までの間に、補助対象者が運営する介護サービス事業所等の従事者及び利用者（訪問系事業者等は、従事者に限る）に、PCR検査を受検させる事業です。ただし、感染症法第15条に基づく行政検査（保健所による検査）は除きます。

4. 補助対象経費及び補助金額

1つの介護サービス事業所等につき、予算の範囲内で、下表の補助対象経費ごとに算出して合算した額（1,000円未満の端数は切り捨て）を交付します。ただし、国又は地方公共団体が交付する他の補助金、給付金等の対象経費として計上している経費は、補助金の対象となりません。

補助対象経費	補助金額
(1) PCR検査費用 (医療機関が関与しない検査キット方式を含む)	PCR検査1件につき、検査に要した費用と20,000円のいずれか低い額 令和4年7月1日から令和4年10月31日までの期間中に検査に要した費用の上限は1人当たり20,000円を上限とする。
(2) PCR検査実施手数料 ※医療機関が検査を実施した場合に限る	1事業所等当たりのPCR検査実施手数料と下記の額のいずれか低い額 ①PCR検査実施人数が1人から25人までの場合 10,000円 ②PCR検査実施人数が26人から50人までの場合 20,000円 ③PCR検査実施人数が51人から75人までの場合 30,000円 ④PCR検査実施人数が76人以上の場合 40,000円
(3) 鼻咽頭ぬぐい液採取手数料 ※医療機関の医師又は看護師等が、直接鼻咽頭ぬぐい液採取を実施した場合に限る	1事業所等当たりの鼻咽頭ぬぐい液採取手数料と30,000円のいずれか低い額
(4) 新型コロナウイルス感染症陽性者指導料 ※医療機関の医師が指導を実施した場合に限る	陽性者に対し、感染拡大防止のための指導に要した費用と4,000円のいずれか低い額

5. 交付申請手続きについて

(1) 交付申請

① 提出書類

- ・令和4年度第2次東久留米市介護サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査等経費補助事業交付申請書兼請求書（様式第1号）
- ・（別紙）補助対象事業実施状況報告書【交付申請用】

② 提出期限

令和4年10月26日（水曜日）まで

③ 留意事項

交付申請を行う場合は、事前に発生状況の確認やPCR検査実施医療機関の調整等を行う必要があるため、申請日の一週間前を目途に、東久留米市介護福祉課担当までご連絡をお願いいたします。ただし、緊急やむを得ない事情により、交付申請前にPCR検査を実施する場合は、事後に交付申請を行うことも可能です。この場合、補助要件を満たさなければ、補助を受けることができなくなるため、事前に実施要綱で補助要件を確認し、PCR検査を実施してください。

(2) 交付決定

提出された交付申請書等は、東久留米市がその内容を審査し、適切と認めた場合に交付決定します。交付決定は通知にて申請者にお知らせし、指定口座に交付決定額をお支払いします。

なお、申請書に不備がある場合は、東久留米市から介護サービス事業所等へ、確認の連絡をすることがあります。この場合、交付決定及び支払いが遅れることがあります。また、提出された申請書に偽りがあった場合や、補助金を補助対象経費以外の用途に使用したとき、その他実施要綱の規定や交付決定条件に違反したときは、交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付された補助金の返還を求める場合があります。

6. 変更交付申請手続きについて

(1) 変更交付申請

① 提出書類

- ・令和4年度第2次東久留米市介護サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査等経費補助事業変更交付申請書兼請求書（様式第4号）
- ・（別紙）補助対象事業実施状況報告書【変更交付申請用】

② 提出期限

令和4年10月26日（水曜日）まで

③ 留意事項

交付決定後、交付申請の内容に変更が生じる場合は、変更交付申請を行ってください。

<変更交付申請が必要な場合の例>

- ・ 交付決定後に実施したPCR検査の結果において、陽性者が発生し、医師による感染拡大防止のための指導を受け費用が発生した場合
⇒ 「新型コロナウイルス感染症陽性者指導料」を計上した変更交付申請書を提出してください。
- ・ 「鼻咽頭ぬぐい液採取手数料」を計上せずに交付決定を受けたものの、唾液による検体採取が困難なケースが発生し、医師または看護師により鼻咽頭ぬぐい液による検体採取を実施することとなり、費用が発生した場合
⇒ 「鼻咽頭ぬぐい液採取手数料」を計上した変更交付申請書を提出してください。

(2) 変更交付決定

提出された変更交付申請書等は、東久留米市がその内容を審査し、適切と認めた場合に変更交付決定します。変更交付決定は通知にて申請者にお知らせし、指定口座に変更交付決定額（既に交

付決定した金額との差し引き額)をお支払いします。

7. 実績報告について

(1) 実績報告

① 提出書類

- ・令和4年度第2次東久留米市介護サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査等経費補助事業実績報告書(様式第8号)
- ・(別紙)補助対象事業実施状況報告書【実績報告用】
- ・実際に支出したことを確認できる書類(領収書等)の写し

② 提出期限

令和4年11月11日(金曜日)まで

③ 留意事項

令和4年10月31日(月曜日)までにPCR検査を実施できなかった場合も、実績報告書を提出する必要があります。なお、実績報告書が提出されない場合は、交付済みの補助金の返還を求められます。

(2) 補助金額の確定

提出された実績報告書等は、東久留米市が審査及び必要に応じて実地調査等を行い、適切と認めるときは、補助金額を確定し、交付決定者にお知らせします。また、交付した補助金が確定した補助金額を上回る場合は、その差額の返還を求めます。

8. 申請様式の入手及び申請書の提出先等について

東久留米市ホームページから各種申請様式をダウンロードし、必要事項を記入の上、下記提出先まで郵送又は窓口にてご提出ください。

【申請書ダウンロード先】

<https://www.city.higashikurume.lg.jp/shisei/jigyosha/1007924/1013136/1016592.html>

【提出先】

〒203-8555 東京都東久留米市本町3-3-1

東久留米市福祉保健部介護福祉課介護サービス係 PCR検査等経費補助事業担当宛

9. 根拠書類の保管について

補助金の交付を受けた事業者は、本事業に係る書類(見積書、契約書、領収書等)及び帳簿等を5年間保存しておく必要があります。東久留米市による調査の際に、これらの書類の原本が確認できない場合、補助金の返還を求められる場合がありますので、不備のないように適切に保管してください。

10. 問い合わせ先

本事業や申請書の作成方法等に関する問い合わせは、下記までご連絡ください。

【事業や申請書の作成方法等について】

東久留米市福祉保健部介護福祉課介護サービス係 PCR検査等経費補助事業担当

TEL:042-470-7750 FAX:042-470-7808

電子メール: kaigofukushi@city.higashikurume.lg.jp